

別表第3(第7条、第19条関係)

1 体育館

(単位：円)

使用区分		体育施設名等		日置市B&G東		日置市伊集院		日置市日吉総		日置市吹上勤		摘要	
				市来海洋セン		総合体育館		合体育館		労者体育セン			
				ター						ター			
				1時間につき									
				使用料	照明料	使用料	照明料	使用料	照明料	使用料	照明料		
専 用 使 用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	児童・生 徒	190	1回路 につき	550	1回路 につき	430	1基に つき60	80	330	文化的催 物とは、演 劇会、芸能 発表会、講 演会、絵画 等の展示 等をいう。	
			上記以 外の者	270	60	990	110	770	170				
		文化的催物に使用する 場合(営利又は宣伝 を目的とするものを 除く。以下同じ。)	410		1,470		1,140		240				
		その他の場合	550		1,970		1,530		490				
	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する場合		810		2,950		2,280		1,000			
		文化的催物に使用する 場合		1,220		4,430		3,430		1,080			
		その他の場合		1,630		5,910		4,590		2,170			
	一 部 使 用	卓球	1台	児童・生 徒	30	20	30	1回路 につき	30	20	30		
				上記以 外の者	60		60	50	60	60			
		バドミントン	1面	児童・生 徒	30	1回路 につき	50	1回路 につき	50	1基に つき60	30		
上記以 外の者				60	60	110	110	110	60				
バレーボール		1面	児童・生 徒	80		110		110		80			
			上記以 外の者	170		220		220		170			

バスケットボール	1面	児童・生徒	80		150		150			
		上記以外の者	170		330		330			
テニス	1面	児童・生徒	—		110		110			
		上記以外の者	—		220		220			
上記以外のもの	全面	児童・生徒	80	1回路につき	440		330	80	330	
		上記以外の者	170	60	880		660	170		
	半面	児童・生徒	40		220		150	40		
		上記以外の者	80		440		330	80		
トレーニング室	1人	児童・生徒	—		—		50			
		上記以外の者	—		—		110			
会議室			110		110		110			
附属設備		使用区分	1回につき							2日以上に
	放送施設	1式	220		220		220	220	わたって使用する	
	長机	1脚	—		50		50	—	場合は、1	
	椅子	1脚	—		10		10	—	日につき1回とする。	